

平成 30 年 1 月 24 日
畜産課衛生環境 G
内線 3813 澤野、大谷
ダイヤルイン 087-832-3428

清浄性確認検査の実施について

発生農場等の防疫措置の完了(1月14日)後、10日が経過したことから、清浄性確認検査を実施します。

移動制限区域内の農場において本病の新たな発生が無いかを確認する「清浄性確認検査」を実施します。

<清浄性確認検査の概要>

- ①対象農場：移動制限区域内（発生農場から半径3km以内）の6農場
 - ②検査期間：平成30年1月25日(木)～29日(月)予定
 - ③検査内容：臨床検査、血清抗体検査及びウイルス分離検査
 - ④検査結果：検査結果の判明は、1月29日(月)の夜頃の予定です。
 - 臨床検査：家保の職員が目視で鶏の健康状態を確認
 - 血清抗体検査：血液中に鳥インフルエンザウイルスに対する抗体が存在するかを確認
 - ウイルス分離検査：鶏の気管等に鳥インフルエンザウイルスが存在するかを確認
- ・検査結果は、判明後お知らせします。
 - ・清浄性確認検査結果が陰性の場合、国と協議の上、発生農場から半径3kmから10kmの区域に設定している搬出制限区域を解除するとともに、併せて、消毒ポイントの箇所数を縮減する予定です。

<取材対応について>

- ・防疫上の観点から、検査対象農場での取材は行わないようお願いします。
- ・取材は、1月25日9時～10時、東部家畜保健衛生所（住所：三木町大字池戸3196、TEL：087-898-1121）で対応（検査材料を搬入する状況等）させていただきます。

<その他>

- ・我が国ではこれまで家きん肉、家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した例は報告されていません。
- ・今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします。